

## 近畿自動車道紀勢線の事業促進を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するための最も身近で重要な社会資本である。

半島地域に位置し、幹線道路ネットワークの整備が著しく立ち遅れた和歌山県にとって、近畿自動車道紀勢線の早期南伸は、県民の長年の悲願ともいべきものであり、防災対策とともに企業立地や観光振興、農林水産業の振興などの観点からしても必要不可欠である。

しかしながら、本県においても、とりわけ紀南地方における道路整備はまだまだ進展しておらず、このことが地域の活性化や地域住民の生活環境の向上を阻害しているひとつの要因となっているのが現状である。

近畿自動車道紀勢線田辺～すさみ間の整備事業については、平成18年2月7日に開催された国土開発幹線自動車道建設会議において、田辺～白浜間（延長14km）においても、国と県がそれぞれ建設費を負担する新直轄方式による整備区間に選定されたことに伴い、既に新直轄区間として選定されていた白浜～すさみ間（延長24km）と合わせて、田辺～すさみ間の38kmが、国土交通省の新直轄事業によって施工されることが決定され、現在、用地買収等が順次進んでいるのが実情である。

一方、本年度の補正予算において事業化が決定された御坊～南紀田辺間の4車線化事業については、政権交代による補正予算の見直しにより、地方の意見を全く聞くことなく執行停止されたことは、4車線化の早期実現を切望してきた本市にとって、憤りを禁じ得ないものがある。

民主党政権下においても、引き続き当初の整備方針どおり事業実施を図ることは、これまで早期整備の実現を熱望してきた当地方の民意を反映したものであり、政府・国会においては、責任ある措置を講じるよう、以下の事項について強く要請する。

### 記

- 一 近畿自動車道紀勢線田辺～すさみ間の早期完成に向け、当初の整備計画に基づいて事業の継続実施を図ること。
- 一 近畿自動車道紀勢線御坊～南紀田辺間の4車線化事業の凍結を撤回し、速やかに事業着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）  
衆議院議長  
参議院議長